

和 農 6 9 号
令和 6 年 10 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和光市長

市町村名 (市町村コード)	和光市 (11229)
地域名 (地域内農業集落名)	坂下土地改良区 (新生、大一)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は都市化が進む和光市において一定規模の農地面積を保っており、優良農地となっている。和光北インター東部地区土地区画整理事業により一部農地が減少する見込みである。
また、区域内の農地所有者において、現状維持の意向を示す農業者が多数である。縮小を希望する農業者や、管理のみしている農地も散見されるため、意欲のある担い手へ農地を集約するとともに、地域住民なども交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【その他】

- ・区域内に農業体験センターがあり、市民農園の管理運営を行っている。市民農園の約400区画はほぼ埋まっている状況。農業に関するイベントが行われたり、多くの市民が農業に関わることができる地域となっている。
- ・多面的機能支払い交付金を活用している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図ります。
農地所有者の希望に応じて、市民農園の活用や、規模拡大を希望する者への農地の集約を進め、農地を利用する体制を構築します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

新倉八丁目の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地所有者や耕作者の意向を確認しながら、農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に耕作面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地所有者や耕作者の意向を確認しながら、希望者の農地を農地中間管理機構を活用し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針

昭和55～59年に土地改良事業を実施した。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後管理しきれず、雑草が繁茂してしまう農地が発生するようであれば、あさか野農業協同組合による農作業受委託事業に委託するなどし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的交付金を活用し、区域内の環境保全を図る。